

「諸外国の大都市制度について － フランス」の改訂

大都市の人口（2017年）

- パリ市 約 219 万
- マルセイユ市 約 86 万
- リヨン市 約 52 万

パリ市

（位置付け）パリ市の地位と大都市整備に関する 2017 年 2 月 28 日法律第 2017-257 号により、コミューンと県の権限を有する単一の特別法的地位を有する自治体と規定されている。区（行政区）を持つ。

（組織）パリ議会、パリ市長（国の官吏でもある）（議会で互選）

（区・非自治体）2020 年にそれまでであった 20 の区のうち、中心部の 1 区から 4 区までが統合されて連合区「パリ中央」となった。区と連合区に区議会と区長（区の代表かつ国の官吏）（区議会で互選）が置かれている。

（事務）県及びコミューンの事務（ただし一般コミューンでは首長が行う行政警察・司法警察については、パリ市長の権限とされるものを除いて国任命のパリ警視総監の事務）

マルセイユ市

リヨン市

（位置付け）パリ・マルセイユ・リヨンに関する特別法（1982 年）により、区（行政区）を持つコミューンとされている。

（区・非自治体）マルセイユ市に 16 区、リヨン市に 9 区を置き、マルセイユ市では 2 区ずつまとめて 8 連合区に区議会と区長、リヨン市では各区に区議会と区長が置かれている。

（事務）コミューンの事務

メトロポール・ド・リヨン

（位置付け）2014 年地方行政の現代化とメトロポールの確立に関する法律により創設された自治体。メトロポール域内において、その前身であるリヨン大都市共同体とローヌ県が合併する形で誕生（従ってメトロポール・ド・リヨンは同県に属さない）。域内にリヨン市を含む 59 のコミューンを抱える。

（組織）メトロポール議会、首長（メトロポール議会議長かつ執行機関）（議会で互選）、メール地域協議会（諮問機関）、メトロポール協議会（メトロポールとコミューンの連絡調整機関）

（事務）大都市共同体と県の事務および構成コミューンから移譲される事務（経済発展、教育、文化、レジャー、高齢者、障害者、家族、健康、社会発展、生活環境、上下水道、廃棄物、国際関係等）

一般制度の概要

レジオン（州）

（組織）州議会、首長（州議会議長かつ執行機関）（議会で互選）

(国の機関) 国任命の州地方長官 (プレフェ) (州地方長官庁所在地の県の地方長官が兼任)

(事務) 交通 (港湾・空港管理、地方高速鉄道、都市間バス、通学バス、道路管理等)、高校 (建設、維持管理および運営) 職業訓練 (若年層の労働市場参入、求職者の職業訓練、見習い制度の運営等)、地域整備と環境 (廃棄物排出抑制・管理計画、地方自然公園、州大気質計画、州地域整備・持続可能な開発・地域間平等計画等)、経済発展 (産業クラスターの振興、企業支援、職業訓練州経済発展・イノベーション・国際化計画) 等

デパルトマン (県)

(組織) 県議会、首長 (県議会議長かつ首長) (議会で互選)

(国の機関) 国任命の県地方長官 (プレフェ)

(事務) 社会福祉 (児童、障害者、高齢者、就労連帯所得の運営)、中学校 (建設、維持管理および整備)、地域整備 (農村部の整備、県道の管理) 交通 (障害者学童の輸送、県道の管理)、県消防救急サービス等

コミューン間広域行政組織

独自の税源を有する広域行政組織。構成コミューンの総人口により、コミューン共同体、都市圏共同体、大都市共同体、メトロポール (自治体であるリヨン・メトロポールとは異なる) がある。

(組織) 共同体議会あるいはメトロポール議会 (構成コミューンの代表からなる)、議長 (広域行政組織の長かつ執行機関) (議会で互選)

(事務) 法律に定める義務的事務 (都市計画、経済活動区域の設置、水辺環境保全、家庭廃棄物の収集処理、上下水道等) 及び選択的事務 (住宅、環境保護、道路、スポーツ・文化施設の建設、維持管理等)。

コミューン (基礎自治体)

(組織) コミューン議会、首長 (メール) (コミューン議会議長、執行機関かつ国の官吏) (議会で互選)

(事務) コミューンの事務 (広域行政組織が義務的事務、選択的事務として実施するものを除く)

(さらに首長は、国の官吏として戸籍、選挙事務、司法警察等を行う)

参考情報

パリの法的地位を定める法律

パリ市の法的地位については、2017年2月28日パリ市の地位及び大都市整備に関する法律 法律第 2017-257 号 (以下 2017 年法) がこれを規定している。

同法は、パリ市の行政制度の簡素化、国とパリ市間の新たな権限配分 (それまでパリにおいては例外的に国により行使されていたコミューン行政警察権のパリ市への移譲)、および区長の権限の強化を目的とするものである。

上記の法律により、それまでコミューン（commune de Paris）と県（département de Paris）の地位を併有していたパリは、パリ市（Ville de Paris）と呼ばれる単一の特別な法的地位を有する自治体となった。それに伴い、それまで併存していた commune de Paris と département de Paris の 2 つの名称も Ville de Paris に取って代わられた。パリ市はコミューンと県の権限を有する。

パリ市の一部の区の統合

パリ市は 20 の区で構成されるが、同法により市の中心部に位置する 1 区、2 区、3 区および 4 区は 2020 年 7 月 11 日をもって「パリ中央（Paris Centre）」を名称とする地区として統合された。これは中心部の人口の減少により、これら 4 つの区において選出されたパリ議会議員 1 人が代表する人口が少ないため、他の区との格差を是正するためである。19 世紀にはパリ中心部に人口が集中していたが、今日では中心部以外の区の人口の方が多く、市が 20 の区に分割されていることが人口の分布に対応していない状況であったため、市の組織を現状に適合させることが必要とされた。従ってこの統合の目的の 1 つはパリ議会議員選挙の選挙区の統合である。パリ議会における「パリ中央」の議席数は 8 議席で、これは統合前の 4 つの区の議席の合計数に相当し、従って議席数に変更はない。「パリ中央」の人口は 101 764 人であり、従って当該地区においてパリ議会議員 1 人が代表する人口は 12 720 人である。これはパリの平均より 7%低い。

またこの統合により、これら 4 つの区の区議会も統合されることとなり、「パリ中央」には他の区と同様に、区長と区議会（24名の議員で構成、そのうち 8人はパリ議会議員を兼任）が置かれている（2020年3月15日および6月28日のコミューン議会議員選挙により設置）。「パリ中央」役所には、3区の区役所が充てられている。1区、2区および4区の区役所については現在は使用されておらず、それらの建物の活用が検討されている。

「パリ中央」の名称と役所の場所の決定にあたっては、2018年10月13日および14日に当該4区の選挙人を対象に、意見聴取のための投票が行われた。選挙人 66 791 人のうち投票者数 16 383 人で、名称については4つの名称の候補の中から「パリ中央」が得票率 56.7% が、また役所の場所については、3区と4区の区役所のうち3区の区役所（得票率 50.49%）が選ばれることとなった。

なお住民の身分証明書や郵便の住所には、1区、2区、3区および4区がそのまま使われている。

コミューン間広域行政組織（EPCI）の創設の人口要件

コミューン共同体 15 000 人以上

都市圏共同体 50 000 人以上

大都市共同体 250 000 人以上

メトロポール 人口 650 000 人以上の雇用圏の人口 400 000 人以上の地域

異なるコミューン間広域行政組織の権限

コミューン共同体

地方自治体総合法典（CGCT）L5214-16 条に規定

義務的権限

地域整備（都市計画、施設整備等）、経済発展（経済活動区域の設置、観光振興等）、水辺環境の保全および浸水防止、ジプシー受け入れ場所の整備と維持管理、家庭廃棄物の収集と処理、下水道処理、上水道

選択的権限

環境保護、住宅政策および生活環境、都市政策、道路の設置および維持管理、文化・スポーツ・教育（幼稚園・小学校）施設およびの建設と維持管理、社会福祉

都市圏共同体

CGCT L5216-5 条に規定

義務的権限

経済発展（経済活動区域の設置、観光振興等）、地域整備（都市計画、施設整備等）、住宅（地域住宅計画、社会住宅の建設支援等）、社会格差是正政策（経済・社会参入、非行防止対策）、水辺環境の保全と浸水防止、ジプシー受け入れ場所の整備と維持管理、家庭廃棄物の収集と処理、上水道、下水道処理、都市部の雨水管理、

選択的権限

道路の設置および維持管理、環境保護と生活環境（大気汚染対策、騒音対策、エネルギー消費抑制）、文化・スポーツ施設の建設および維持管理、社会福祉、公共サービスセンターの創設と管理

大都市共同体

CGCT L5215-20 条に規定

大都市共同体は義務的権限の事務のみを処理する。

経済・社会・文化の発展（経済活動区域の設置、経済振興、文化・スポーツ施設の建設および維持管理、高校と中学、観光振興、高等教育機関と研究機関に対する支援）、地域整備（都市計画、道路整備、信号、駐車場、移動計画）、住宅（地域住宅計画、社会住宅の建設支援、住宅改善）、社会格差是正政策（経済・社会参入、非行防止対策）、公共サービス（下水道処理、墓地、畜殺場、消防・救急サービス、エネルギー転換、都市冷暖房供給、電気・ガス供給、電気自動車充電インフラ）、環境保護と生活環境（家庭廃棄物の収集・処理、大気汚染対策、騒音対策、エネルギー消費抑制、水辺環境の保全と浸水防止）、ジプシーの受け入れ場所の整備と維持管理

メトロポール（EPCI）

CGCT L5217-2 条に規定

経済・社会・文化発展（経済活動区域の設置、経済発展、文化・社会・スポーツ施設の建設および維持管理、観光振興、高等教育・研究機関の支援計画）、地域整備（都市計画、整備事業、自然遺産と景観の活用、道路の建設および維持管理、駅舎の整備、電気通信網）、住宅（社会住宅建設支援、不衛生な住宅の改修、ジプシーの受け入れ場所の整備と維持管理）、都市政策（社会格差の状況診断、非行防止対策）、公共サービス（下水道処理、墓地、畜殺場、消防・救急サービス）、環境と生活環境（家庭廃棄物管理、大気汚染対策、騒音対

策、エネルギー転換、地域気候・大気・エネルギー計画、電気・ガス、都市冷暖房供給網、電気自動車の充電施設の設置と維持管理、水辺環境保全と浸水防止、海水浴場)